

トピックス (主な内容)

- 特集記事：P 1・2
 - ・食品ロスをなくそう！
 - ・地球1個分の暮らし方、食べ方
- 消費生活情報：P 3
 - ・展示・情報資料室より新着図書のご案内！
 - ・「消費者契約法の一部を改正する法律」及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が施行されました
- 消費生活関連情報：P 4
 - ・センター貸し会議室のご案内



特集記事

食品ロスをなくそう！

地球1個分の暮らし方、食べ方



【監修／(株)office3.11代表取締役 井出留美】

全人類が日本人と同じ暮らし方をしたら、地球は何個必要でしょうか。答えは約3個です。つまり、日本人は地球において資源の大きな浪費をしているのです。

地球は一つしかありません。それに見合った暮らし方が求められています。適度な量を作って、適度に消費することが大事です。

1 「食品ロス」ってなんだろう

食品ロスとは、「まだ食べることができるのに廃棄される食品のこと」です。

右図をご覧ください。売れ残りや食べ残しを捨てることを、新聞やテレビでは、「Food Loss (フードロス)」と表現することがよくありますが、正確には貯蔵・加工・食品製造・流通の過程で発生する食品の廃棄を指すことばです。コンビニの売れ残りの弁当や外食店や家庭で廃棄される食品「Food Waste (食品廃棄物)」は除かれています。

「Food Loss (フードロス)」と「Food Waste (食品廃棄物)」の両方含むものとして「食品ロス」ということばを覚えておいてください。



出典：国連FAOの食品ロスの定義を参考に作成

食品の製造・流通・廃棄の過程で排出される二酸化炭素は温室効果ガスの一つで、地球温暖化の大きな要因の一つとされています。

2019年10月に「食品ロス削減推進法」が施行されました。この法律は、国・地方公共団体・事業者・消費者など全国民に食品ロス削減の責務があるとして、役割と行動を求めています。



2 私たちにできる食品ロス削減

私たちの身の回りで大量に廃棄される食品がある一方で、世界では飢えに苦しむ国や人々がいます。

地球1個分の暮らし方に少しでも近づけるように、食品ロスの削減につながる生活習慣の改善を行っていきましょう。身近な生活の中で無理なくできる行動事例をご紹介します。

①買い物に出かけるとき

- ・空腹時に買い物をすると余計なものを買ってしまいがちです。小腹を満たしてから出かけましょう。
- ・ストックしすぎて無駄にならないように、冷蔵庫の中を確認し、買い物リストを持ってでかけましょう。
- ・購入してすぐに食べるなら、積極的に棚の手前にある商品を選びましょう。



②自宅ストック品の消費

- ・ペットボトルの水は、保管中に容器を通して水が蒸発します。書いてある期限は容量がちゃんと入っている期限です。すぐに捨てるのはやめて活用しましょう。
- ・皮が茶色くなったバナナは熟した印です。おいしくいただきます。
- ・賞味期限前に飲みきれそうにない牛乳は料理に使いましょう。

③野菜の活用

- ・料理で余った野菜は捨てずに保存袋に入れて活用しましょう。

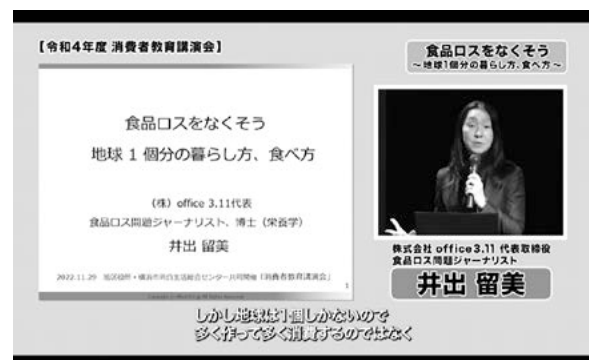
- ・野菜の皮・芯、さやは捨てずに煮込んでベジブロス（野菜だし）を作りましょう。



井出留美先生(食品ロス問題ジャーナリスト・栄養学博士)は、自らの誕生日に起こった東日本大震災での食糧支援の食品ロスに衝撃を受けて会社を設立、食品ロス削減推進法成立に協力されました。

井出先生には、11月29日(火)に旭公会堂で開催した消費者教育講演会の講師として、「食品ロスをなくそう ～地球1個分の暮らし方、食べ方～」をテーマに講演をいただきました。当日の講演のダイジェストを当センターホームページの動画ギャラリーに掲載していますので、是非ご覧ください。

横浜市消費生活総合センター 動画ギャラリー



また、当センターの展示・情報資料室では次ページ「展示・情報資料室 新着本」でご案内しているとおり、井出先生の著作の閲覧・貸出しができますので、是非ご利用下さい。



「展示・情報資料室」より新着図書のご案内！

暮らしに役立つ情報がいっぱい！図書やDVDの貸出しも行っていきます。
雑誌の閲覧もできますので、ぜひ、お買い物ついでにお立ち寄りください。



書名	著者	出版社
ちくまQブックス SDGs時代の食べ方—世界が飢えるのはなぜ？	井出 留美	筑摩書房
捨てられる食べものたち—食品ロス問題がわかる本	井出 留美	旬報社
捨てないパン屋の挑戦—あわせのレシピ (SDGsノンフィクション食品ロス) 単行本	井出 留美	あかね書房
消費者白書〈令和4年版〉	消費者庁	勝美印刷
SDGsと防災教育 持続可能な社会をつくるための自然理解	藤岡 達也	大修館書店
岩波ジュニア新書 私たちのサステナビリティ まもり、つくり、次世代につなげる	工藤 尚悟	岩波書店
見て、知る、サステナブル はじめての脱炭素	すなだ ゆか	小峰書店
図解即戦力 キャッシュレス決済がこれ1冊でしっかりわかる教科書	キャッシュレス 決済研究会	技術評論社
決済インフラ入門〈2025年版〉	宿輪 純一	東洋経済新報社
世界—わかりやすい図解金融用語	石原 敬子	秀和システム

【問合せ先】展示・情報資料室 ☎045-845-6604

センターホームページ：https://www.yokohama-consumer.or.jp/info/reference_room.html

「消費者契約法の一部を改正する法律」及び「法人等による寄附の 不当な勧誘の防止等に関する法律」が施行されました

令和4年12月10日成立、令和5年1月5日施行

★消費者契約法の改正（※太字下線部が改正部分）

- ①消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、靈感等の特別な能力により、消費者**又はその親族**の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは**現在生じ**、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安を[あおり](#)、又は**そのような不安を抱いていることに乗じて**、契約を締結することが必要不可欠と告げることに
より、困惑し、契約をした場合には、これを取り消すことができます。
- ②靈感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権を、追認することができる**3年**
(改正前1年)、契約締結時から**10年**(改正前5年)の間、行使することが可能です。

また、これまで救済できなかった消費者契約に当たらない財産の寄附も含めた不当な寄附の勧誘行為による被害の救済や再発防止に向けた法整備も行われました。

併せて、国民生活センター法の一部改正もされ、事業者名の公表等を行うことにより、再発防止等の取組を働きかける等、対応が強化されました。

【消費者庁ホームページ】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/2022_contents_002/

センター貸し会議室のご案内



消費者団体などのほか、グループなどの学習会、研修会にご利用いただけます。

〈最大定員102名〉

【利用単位】 下記表をご参照ください。

【申込み】 利用月3か月前の月の初日午前9時から電話でのみ受付です。

(初日が休館日にあたるときは翌開館日) 申し込みは4日分までです。

ただし、翌開館日以降は窓口でも随時受付(日数制限なし)ます。

【休館日】 日曜日、祝日、休日、年末年始(12/29~1/3)

【申込み先】 電話：845-6604

ホームページ https://www.yokohama-consumer.or.jp/info/conference_room.html

★令和5年4月1日から 会議室の平日の利用料金と時間が変わります。

【令和5年3月31日までの利用】

〈利用時間と料金〉

平日	会議室1・会議室2 (定員36名)			会議室3 (定員66名)		
	午前	午後①	午後②	午前	午後①	午後②
	9:00~12:00	13:00~16:00	16:00~19:00	9:00~12:00	13:00~16:00	16:00~19:00
	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円
土曜日	会議室1・会議室2 (定員36名)			会議室3 (定員66名)		
	午前	午後		午前	午後	
	9:00~12:00	13:00~17:00		9:00~12:00	13:00~17:00	
	1,200円	2,000円		2,400円	3,200円	

【令和5年4月1日からの利用は こちらの表をご参照ください】

〈利用時間と料金〉

平日	会議室1・会議室2 (定員36名)			会議室3 (定員66名)		
	午前	午後①	午後②	午前	午後①	午後②
	9:00~12:00	13:00~16:00	16:30~19:00	9:00~12:00	13:00~16:00	16:30~19:00
	1,200円	1,200円	1,600円	2,200円	2,200円	2,600円
土曜日	会議室1・会議室2 (定員36名)			会議室3 (定員66名)		
	午前	午後		午前	午後	
	9:00~12:00	13:00~17:00		9:00~12:00	13:00~17:00	
	1,200円	2,000円		2,400円	3,200円	

※平日午後②の開始時間が変更になります

会議室1



会議室2



会議室3



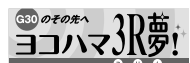
発行

横浜市消費生活総合センター

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 4F・5F 電話:045-845-5640 FAX:045-845-7720

作成:公益財団法人横浜市消費者協会(指定管理者) 発行日:2月25日

ホームページ <https://www.yokohama-consumer.or.jp> ツイッター @yokohamasyouhi



QRコード